

議案第9号

飯能市障害児通園施設条例の一部を改正する条例（案）

飯能市障害児通園施設条例（平成10年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月24日提出

飯能市長 新井重治

飯能市障害児通園施設条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第10条 通所給付決定を受けた入園児童の保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 通所給付決定を受けた入園児童の保護者(以下「通所給付決定保護者」という。)は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>2 省略</p>

第十八条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 前項に定めるもののほか、地方厚生局は、こども家庭庁の所掌事務のうち、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)第四条第一項第二号、第四号、第五号、第八号、第十二号、第十三号及び第十六号に掲げる事務(次条第二項において「こども家庭庁事務」という。)を分掌する。
3 前項に定めるもののほか、地方厚生局は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)第四条第一項各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属させられた事務をつかさどる。

4 地方厚生局は、第二項の規定により分掌する事務については、こども家庭庁長官の指揮監督を受けるものとする。

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定により地方厚生局が分掌する事務の処理に関し必要な事項は、内閣総理大臣と厚生労働大臣が協議して定める。

6 前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、内閣総理大臣が告示するものとする。

第十九条第一項中「所掌事務」の下に「(前条第二項及び第三項に定めるものを除く。第五項において同じ。)」を加え、同条第五項中「前条第二項の規定は、第二項を「前条第四項から第六項までの規定は第二項の規定により地方厚生支局が分掌する事務について、同条第七項の規定は第三項に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、こども家庭庁事務を分掌する。
第二十一条第一項中「第百二号、第百六号及び第百十一号」を「第九十九号、第百四号及び第百九号」に改める。

附則第二項中「第四条第一項第八十五号」を「第四条第一項第七十七号」に改める。
(復興庁設置法の一部改正)

第四十六条 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)の項中「第十九条第三項」を「第十九条第三項第二号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。
(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(少子化社会対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に第二十四条の規定による改正前の少子化社会対策基本法第十八条第一項の規定により置かれていた少子化社会対策会議は、第二十四条の規定による改正後の少子化社会対策基本法第十八条第一項の規定により置かれる少子化社会対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条の規定により置かれている子ども・若者育成支援推進本部は、第二十七条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第二十六条の規定により置かれる子ども・若者育成支援推進本部となり、同一性をもって存続するものとする。

(子どもへの貧困対策の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に第三十四条の規定による改正前の子どもへの貧困対策の推進に関する法律第十五条第一項の規定により置かれている子どもへの貧困対策会議は、第三十四条の規定による改正後の子どもへの貧困対策の推進に関する法律第十五条第一項の規定により置かれる子どもへの貧困対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に第四十条の規定による改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第十六条第一項の規定により置かれている旧優生保護法一時金認定審査会(次項において「旧審査会」という。)(は、第四十条の規定による改正後の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(次項において「改正後旧優生保護法一時金支給法」という。)(第十六条第一項の規定により置かれる旧優生保護法一時金認定審査会(次項において「新審査会」という。)(となり、同一性をもって存続するものとする。
2 この法律の施行の際現に旧審査会の委員である者は、この法律の施行の日、改正後旧優生保護法一時金支給法第十七条第二項の規定により、新審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、改正後旧優生保護法一時金支給法第十九条第一項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 金子 恭之
法務大臣 古川 楨久
文部科学大臣 末松 信介
厚生労働大臣 後藤 茂之
経済産業大臣 萩生田光一

第六条の三第一項第二号及び第三号から第八号までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第九項第一号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第十二項第一号八、第十三項及び第十四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第六条の四各号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。
 第八条第八項及び第九項中「社会保障審議会」を「こども家庭審議会、社会保障審議会」に改める。

第十一条第一項第二号ト及び第四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。
 第十二条の三第二項第七号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十三条第三項第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項第七号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第八号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第六項及び第九項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十八条の二の次に次の一条を加える。
 第十八条の二の内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、児童委員の制度の運用に当たっては、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第十八条の五第一号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。
 第十八条の八第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
 第十八条の九第一項及び第十八条の十八第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
 第二十一条の二中「おいて」の下に、「第十九条の十二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第十九条の二十第四項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるほかを加える。

第二十一条の三第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
 第二十一条の四第一項中「次条」を「次条第一項」に改める。

第二十一条の五に次の一項を加える。
 厚生労働大臣は、前項の基本的な方針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二十一条の五の三第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項第一号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
 第二十一条の五の四第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項各号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の五の六中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。
 第二十一条の五の七第一項、第二項及び第四項から第十項までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第十三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条の五の八第一項及び第二項、第二十一条の五の九第二項並びに第二十一条の五の十一第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の十二第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
 第二十一条の五の十三第一項、第二十一条の五の十四並びに第二十一条の五の十五第一項、第二十二項、第二十三項第六号ただし書、第七号及び第十号並びに第四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の十七の見出しを削り、同条第一項、第二項及び第五項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の十九第三項並びに第二十一条の五の二十第一項、第三項及び第四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の二十一第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
 第二十一条の五の二十六第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項第四号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改める。

第二十一条の五の二十七第一項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の二十八第一項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十一条の五の二十九第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。
 第二十一条の五の三十中「おいて」の下に、「第十九条の十二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第十九条の二十第四項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるほかを加える。

第二十一条の五の三十二、第二十一条の十の二第三項、第二十一条の十五、第二十二條第二項及び第四項並びに第二十三條第二項及び第五項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。
 第二十四条の二第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項第一号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十四条の三第一項、第二項及び第五項から第七項までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第十項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
 第二十四条の四第二項及び第二十四条の五中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の六第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
 第二十四条の七第一項、第二十四条の八、第二十四条の九第一項、第二十四条の十二第三項並びに第二十四条の十三第一項及び第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の二十第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項第二号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。
 第二十四条の二十一中「おいて」の下に、「第十九条の十二第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第十九条の二十第四項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるほかを加える。

第二十四条の二十三及び第二十四条の二十四第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。
 第二十四条の二十六第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第七項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の二十七第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。
 第二十四条の二十八第一項、第二十四条の三十一第一項及び第二項、第二十四条の三十二、第二十四條の三十五第一項第一号及び第二号並びに第二十四條の三十六第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三章 こと家庭庁に置かれる機関

第一節 審議会等

(設置)

第六条 こと家庭庁に、こと家庭審議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところによりこと家庭庁に置かれる審議会等は、旧優生保護法一時金認定審査会とし、旧優生保護法に基づき優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(これに基づき命令を含む)の定めるところによる。

(こと家庭審議会)

第七条 こと家庭審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に依りて、こと家庭庁が自立した個人としてひとしく健康やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。

三 内閣総理大臣又は長官の諮問に依りて、次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項

ロ 子ども・こと家庭のある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する重要事項

ハ 子ども及び妊産婦その他母性の保健の向上に関する重要事項

ニ 子どもの権利利益の擁護に関する重要事項

四 前号イに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に、同号ロからニまでに掲げる重要事項に関し内閣総理大臣又は長官に、それぞれ意見を述べること。

五 次に掲げる法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。

イ 児童福祉法

ロ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)

ハ 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)

ニ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

ホ 子ども・子育て支援法

ヘ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

2 こと家庭審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、こと家庭審議会の組織及び委員その他の職員その他こと家庭審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第二節 特別の機関

第八条 別に法律の定めるところによりこと家庭庁に置かれる特別の機関は、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律(これらに基づき命令を含む)の定めるところによる。

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律

第四章 雑則

(官房及び局の数等)

第九条 こと家庭庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する庁とする。

2 内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づきこと家庭庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、小学校就学前の子どもに対する質の高い教育及び保育の提供その他の子どもの健やかな成長及びこと家庭のある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

こと家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第七十六号

こと家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条に次の二項を加える。

文部科学大臣は、前項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるに当たっては、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十五条第二項の規定により児童福祉施設に関し内閣府令で定める基準(同項第三号の保育所における保育の内容に係る部分に限る)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮しなければならない。

文部科学大臣は、第一項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

(児童福祉法の一部改正)

第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第六条の二の二第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項から第六項まで、第八項及び第九項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

参考

子ども家庭庁設置法をここに公布する。

(抜粋)

御名 御璽

令和四年六月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第七十五号

子ども家庭庁設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 子ども家庭庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 子ども家庭庁の設置(第二条)

第二節 子ども家庭庁の任務及び所掌事務等(第三条―第五条)

第三章 子ども家庭庁に置かれる機関

第一節 審議会等(第六条・第七条)

第二節 特別の機関(第八条)

第四章 雑則(第九条)

附則